

令和3年度

戸塚西公民館運営審議会

日時：令和3年6月3日（木）

午後5時00分～

場所：戸塚西公民館 講座室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 令和2年度主催事業等実績報告について

(2) 令和3年度主催事業等実施予定について

(3) その他

4 閉 会 副会長挨拶

第15期 戸塚西公民館運営審議会委員名簿

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日

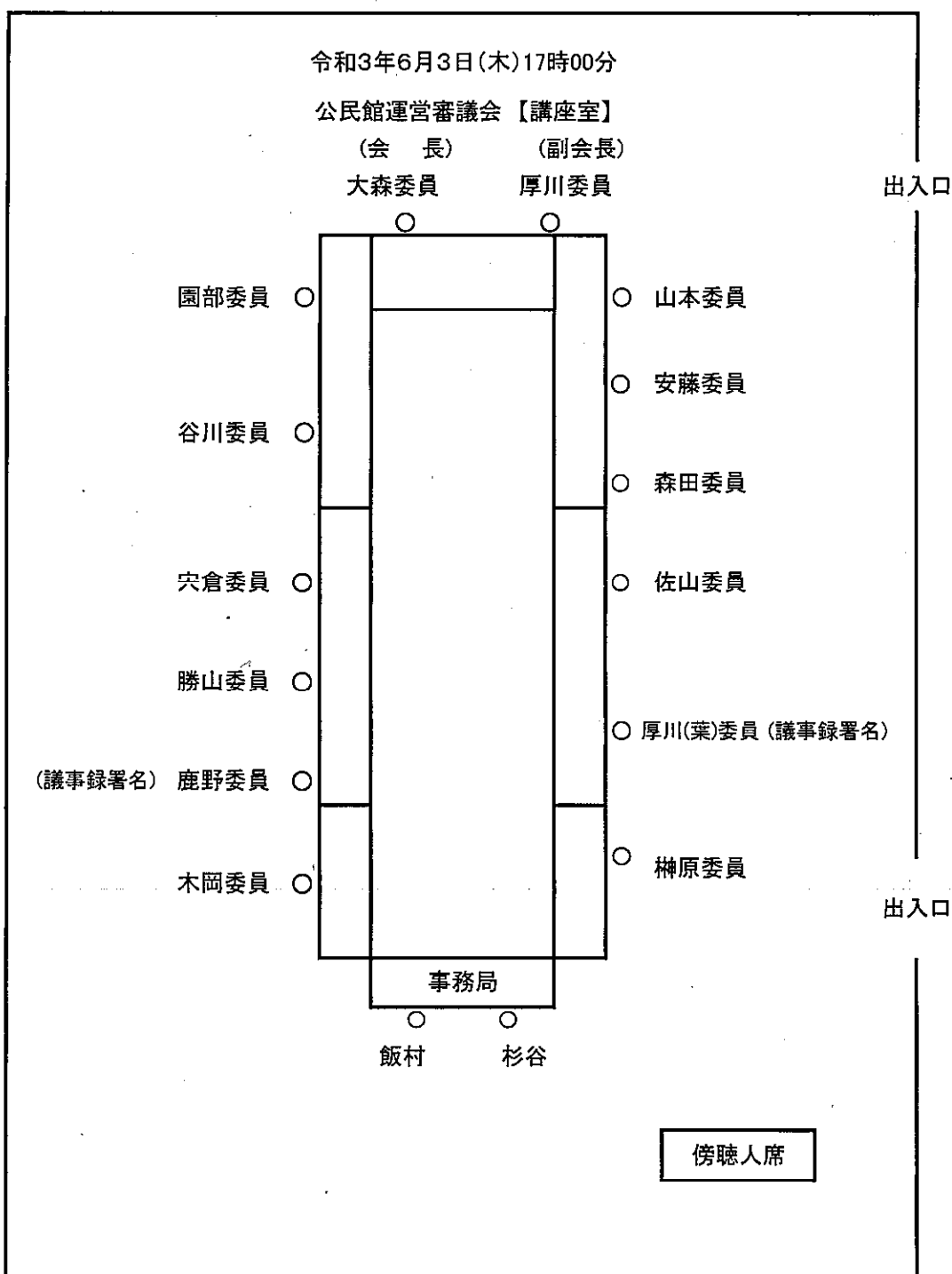
(順不同、敬称略)

◎→会長

○→副会長

氏名	現在の公職	条例第3条該当名
◎大森 弘	差間町会長	社会教育関係者
○厚川 誠治	一本木町会長	社会教育関係者
山本 智久	差間小学校長	学校教育関係者
園部 隆男	行衛町会長	社会教育関係者
谷川 雅一	上戸塚町会長	社会教育関係者
安藤 和弘	平沼町会長	社会教育関係者
森田 雅久	差間町会副町会長	社会教育関係者
勝山 光和	行衛町会副町会長	社会教育関係者
宍倉 友江	上戸塚町会会計監査	社会教育関係者
佐山 道浩	戸塚西公民館地区レクリエーション 協会理事長	社会教育関係者
厚川 葉子	川口市民生（児童）委員	家庭教育の向上に資する活動を行 うもの
鹿野 愛子	川口市民生（児童）委員	家庭教育の向上に資する活動を行 うもの
木岡 崇	川口市議会議員	知識経験者
榑原 秀忠	川口市議会議員	知識経験者

座席表



※委員 14人

1 令和2年度 主催事業等実施状況

(1) 講座・教室等事業実施状況

ア. 一般教養に関する講座（4回以上）

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
中国語講座	中国語の基礎・基本を学ぶ。 募集人員：20人 新型コロナウイルス感染症のため中止 参加延人数： 人	1月14日～3月4日 の毎週木曜日 全8回 9:00～11:00 視聴覚ホール	中国語講師 石川 礼子

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
若返り健康講座	健康講座 募集人員：50人/月 11月・12月のみ実施 上記以外は新型コロナウイルス感染症のため中止 参加延人数：38人	4月～2月 第3火曜日 全12回 13:00～15:00 講座室	埼玉県健康管理士会 中村勇他3名

イ. その他の講座

①一般教養に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題 理解講座)	公民館についての理解を深める。 人権啓発ビデオを視聴し、人権問題について理解を深める。 新型コロナウイルス感染症のため中止 ※クラブリーダー 人	視聴覚ホール	公民館職員

②実務実技に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
パソコン教室	パソコンの基本操作から応用まで 新型コロナウイルス感染症のため中止 募集人数： 人 参加延人数： 人	2月9日(火)～ 3月23日(火)の毎週火曜日 9:30～11:30 講座室	PCインストラクター 宮田 学 助手1名

③子ども対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
子ども パン作り教室	楽しみながらパン作りを学ぶ。 募集人数：小学生 各16人 新型コロナウイルス感染症のため中止 参加延人数：人	料理実習室	国際クッキング スクール(副校長) 内堀 恵子 助手2名
おもしろ 科学体験教室	科学のおもしろさを体験する。 新型コロナウイルス感染症のため中止 募集人数：各15人 参加延人数：人	講座室	サイエンス ボランティア 小林 久美恵
おはなし会 (かたりべ)	童話・民話の「かたり」を聞く。 4月・5月・1月・2月・3月は 新型コロナウイルス感染症のため中止 参加延人数：55人(7回)	毎月第2土曜日 11:00~11:30 日本間	かたりべの会
子どもの居場所 学習事業	昔話の読み聞かせ、わらべ唄などを楽しむ。 7月~12月は実施 上記以外は新型コロナウイルス感染症のため中止 参加延人数：225人(18回)	毎週水曜日 【夏休み・3月・休日を除く】 11:00~11:30 16:00~16:30 図書コーナー	てんとう虫文庫

ウ. イベント事業

事業等の名称	実施日
戸塚西公民館地区文化祭は、新型コロナウイルス感染症のため中止	11月14日(土)
	11月15日(日)

(2) 施設の使用状況等

① 施設使用状況

使用件数	利用者数(人)
2,843	21,706

内 訳	4月・5月は新型コロナウイルス感染症につき休館	
使用団体	回数	利用者数
ゲスト(登録がない)	199	776
一般登録団体	445	2,345
市行政機関等	387	1,627
国・県等	1	2
行政協力団体	22	197
少年少女団体	6	30
ボランティア団体	75	581
長寿団体	116	1,239
体育レク団体	941	11,176
P T A	2	13
実務団体	16	81
趣味団体	633	3,639
合 計	2,843	21,706

②行政サービス取扱状況

ア. 粗大ごみ処理手数料納付券（1枚310円）の交付

件数	枚数	金額(円)
21	59	18,290

イ. 市税収納

税目	件数	金額(円)
市県民税	0	0
固定資産税	0	0
軽自動車税	0	0

ウ. 住民票の写し・戸籍事項証明の交付

	件数	金額(円)
住民票	0	0
戸籍事項証明	0	0

2 令和3年度 主催事業等予定

(1) 講座・教室等事業実施状況

ア. 一般教養に関する講座

施設改修工事につき中止

(中国語講座・若返り健康講座など)

イ. その他の講座

①一般教養に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題 理解講座)	公民館についての理解を深める。 人権啓発ビデオを視聴し、人権問題について理解を深める。 ※クラブリーダー 参加	開催日未定 視聴覚ホール	公民館職員

②実務実技に関する講座 市民大学後期

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
自然科学	学習内容・募集人数は未定	未 定	未 定

③子ども対象に関する講座

子どもパン作り教室・おもしろ科学体験教室は、施設改修工事につき中止

おはなし会 (かたりべ)	童話・民話の「かたり」を聞く。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響及び施設改修工事につき 6月のみ開催	毎月第2土曜日 (4月～5月・8月を除く) 11:00～11:30 日本間	かたりべの会
子どもの居場所 学習事業	昔話の読み聞かせ、わらべ唄など を楽しむ。 4月～6月まで開催、7月以降は 施設改修工事につき中止	毎週水曜日 【夏休み・休日を除く】 11:00～11:30 16:00～16:30 図書コーナー	てんとう虫文庫

ウ. イベント事業

事業等の名称	実施予定日
戸塚西公民館地区文化祭	11月13日(土)
施設改修工事につき中止	11月14日(日)

戸塚西公民館大規模改修工事

令和3年度 7月～3月の期間休館(8ヶ月～9ヶ月程)

工事内容	工事個所	
屋上防水	屋上	雨漏り
外壁補修	建屋全体	ひび割れ・剥離・雨漏り
特定天井	体育ホール	(釣り天井)法律により改修
空調設備	館内全体	新設含む(料理実習室・図書コーナー・1階ロビー)
バスケットゴール	体育ホール	特定天井改修に合わせ
照明器具LED化	館内全体	蛍光灯老朽化
消防設備	屋上	老朽化屋上防水工事に併せ
受変電設備	屋上	老朽化屋上防水工事に併せ
エレベーター	館内	モーター・ワイヤーロープの劣化

○休館中職員は神根西公民館・北スポーツセンターにて業務。

令和4年度以降予定(部分休室又は休館(2週間程度))

工事内容	工事個所	
舞台吊物	体育ホール	緞帳等劣化
移動観覧席	体育ホール	不具合指摘箇所
防火シャッター	料理実習室 ミーティング室	不具合指摘箇所
受水槽	館外	劣化
非常用自家発電機	館外	劣化
排水ポンプ	館外	不具合頻発

令和2年度公民館修繕内容一覧

戸塚西公民館

	交換・修理内容	決裁日	場 所	数
1	座布団交換（消耗品）	8月25日	日本間	50枚
1	避難誘導灯交換	4月15日	体育ホール	1ヶ所
2	網戸設置	6月17日	講座室	3ヶ所
			日本間	7ヶ所
			料理室実習室	4ヶ所
			ミーティング室	2ヶ所
			委託控室	2ヶ所
3	会議用テーブル修繕	9月10日	講座室	4台
4	移動観覧席バッテリー交換	10月26日	体育ホール	1ヶ所
5	バスケットゴールネット交換	11月7日	体育ホール	1ヶ所
6	茶室水屋内室内灯交換	11月11日	日本間	1ヶ所
7	防排煙設備スイッチ交換	12月15日	機械室	3台
8	委託控室空調設備交換	12月2日	委託控室	1基
9	事務室床交換	12月2日	事務室	半面
10	料理実習室アンペア増設	12月2日	料理室実習室	
11	視聴覚ホール調整室床交換	12月20日	視聴覚ホール	全面
12	案内板	2月3日	公民館出入り口	1ヶ所
13	インターホン交換	1月23日	事務室他5か所	6台
14	ブラインド交換	2月17日	料理室実習室	4ヶ所
15	流し台交換	2月28日	事務室	1台
16	本棚修理	3月9日	図書コーナー	
17	暗幕交換	4月10日	体育ホール	14枚
18	プロジェクター撤去	4月12日	視聴覚ホール	1基
19	ガス給湯器交換	4月12日	給湯室	1基

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日

条例第48号

改正 平成24年3月27日条例第23号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(平成24条例23・追加)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成24条例23・旧第3条線下)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成24条例23・旧第4条線下)

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成24条例23・旧第5条線下)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(平成24条例23・旧第6条線下)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(平成24条例23・旧第7条線下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成24条例23・旧第8条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年3月27日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

社会教育法 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。